

○ 降雪等による出勤困難時の対応について

→特別休暇「災害又は交通機関の事故等による出勤困難」

（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合）そのつど必要と認められる時間又は期間

交通機関の事故→通常の通勤に利用する交通機関の正常でない運行  
自家用車等による通勤→本人の責による事故や慢性的な交通渋滞は承認されない

「必要と認められる時間又は期間」とは、社会通念上勤務させることが不合理であると判断される時間又は期間をいい、「出勤することが著しく困難である」状況が数時間であるような場合は、職員はその状況の復旧後直ちに出勤する義務があり、この休暇は、現に出勤することが著しく困難な状況であった時間と復旧後出勤を要する時間を加えた時間となる。ただし、復旧後出勤してもその日の終業時刻までに到着できないことが明らかな場合は、1日の休暇を認めてもさしつかえない。

（新潟県 勤務時間・休暇制度概説 p63-64）

総務事務システムで申請、その事由と期間について所属長が適切に判断すべきもの一律に年休対応を求められるものではありません